

白井市農地利用最適化推進委員募集要項

1 区域及び募集人数

各地区 1 人募集（地区外の人も、推薦・応募可）

地区番号	担当する区域
1	神々廻
2	名内、小名内、今井、河原子
3	中、富塚
4	木、折立、根（中木戸）
5	平塚
6	十余一、清戸、谷田、武西
7	根（白井木戸 七次）、富士
8	白井、復
合 計	8人

2 任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

3 身 分 白井市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- （1）農地法に係る農地の権利移動や農地転用等の許認可等の審議及び決定に関する意見、また、これらに関する現地調査等を行います。
- （2）農業委員と連携し、担当する区域の担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入等への支援並びに監視業務など農地等の利用の最適化の推進活動を行います。
- （3）農家からの相談対応及び農家への助言・指導等を行います。
※ これらの業務活動を月8日以上予定しています。

5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

- （1）農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができること。
- （2）市内に住所を有することを基本としますが、市外に住所を有することも可とします。
- （3）以下の項目に該当する方は除きます。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 推薦及び応募に係る手続き

指定様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送により、白井市農業委員会事務局までご提出ください。

※推薦及び応募に係る書類は返却できませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

- ① 農業者等（個人）が推薦する場合 様式第1号
- ② 法人又は団体が推薦する場合 様式第2号
- ③ 自ら応募する場合 様式第3号

※個人が推薦する場合は3人以上の推薦が必要です。

※農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募はできますが、両委員を兼ねることはできません。

7 指定様式の入手方法

白井市農業委員会事務局窓口に設置しています。白井市ホームページからもダウンロードすることができます。

8 推薦及び募集期間

令和8年1月5日（月）から2月5日（木）まで

窓口に持参される場合は、上記期間内の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までにご提出ください。

郵送による場合は、2月5日（木）必着です（消印有効ではありません）

9 推薦及び応募に関する情報の公表

法令の定めにより、募集期間の中間及び終了後に、市のホームページで、推薦・応募に係る書類に記載されている内容（生年月日、住所、電話番号を除く）を公表します。

10 選任方法

農業委員会では、推進委員候補者（推薦・応募者）の経歴、農業資格の有無、農業経営の状況等を白井市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会による評価に基づき、農業委員会が決定し、推進委員を委嘱します。

11 問い合わせ・提出先

推薦及び応募に係る書類及び本募集要項に関する詳しい内容については、白井市農業委員会事務局までお問い合わせください。

〒270-1422 白井市復1123番地

白井市農業委員会事務局（本庁舎2階） ☎047-492-1111